

昭和 年 月 日

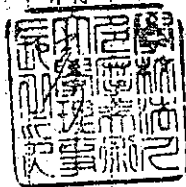
多摩美術大学

別紙本文並に昭和四十七年三月三日真下信一学長任期満了
に伴う、学長選考時の記録と添付ご送付申上げます。
さうに昭和四十七年四月十七日付同日事務理事宛の質問状に
添付いたします。

昭和四十九年十一月二十九日

多摩美術大学

理事長 村岡 晴



理事各位 殿

評議員各位 殿

専任教員各位 殿

真下信一氏の多摩美術大学に就任した経緯

一、昭和四十三年四月石田真一郎学長のものと、真下信一氏は美術学部長(内海正和氏推せん)に就任することと確約した。

二、当時真下信一氏は名古屋大学の専任教授であり、昭和四十四年に定年退職するまで、その間は講師として哲学の講義を担当することになった。

三、昭和四十三年十一月石田学長逝去のため、美術学部長予定の真下信一氏を学長に推せんすることと、村田理事長は全教授会に諮ったが、針生一郎氏から村田

理事長に個人的に真下氏学長就任には疑義があるという申出があった。

四、昭和四十四年一月以来大学紛争となりしたが、その間において、教授兼理事である福沢一郎先生は学長代行と委嘱されたが、間もなく福沢先生は理事、教授と辞任された。

五、昭和四十四年四月十三日全理事及び全評議員は多摩美術大学の役員と辞任し、村田理事長に辞表を一括提出した。

六、村田理事長は直ちに評議員並に理事を新しく選任して、評議員会並に理事会を再編した。

七、ついで、正樹教授と学長代行に委嘱した。昭和四十四年十一月、末松氏も学長代行と辞任されたので、村田理

事長が学長代行となつた。

九、大学紛争が解決後、専任教員五十余名中三千余名が大学の授業に不参加を録え、学外で授業を開始した。

十、昭和四年五月三日、学内へ残留してゐた教授が、専ら下信一氏と学長に選任した。

十一、これに対し、学外において授業を開始し、針生一郎氏外二十数名が、学長選任に対し異議を申し述べた。

十二、学外の教員針生一郎氏外十数名は弁護士杉本日雄氏外二名の弁護士と訴訟代理人として、専ら下学長選任に瑕疵ありという理由で、東京地裁民事第八部に「学長選任手續無効確認の訴」を提起した。

十三、村岡理事長は虎の門の院で半軒で、弁護士竹内誠氏と推せんし、専ら下信一氏は自分の教え子であつた大野正男、

昭和 年 月 日

多摩美術大学

後藤昌治郎両弁護士を推せんされた。

十四、この席上で、大野、後藤両弁護士は「われらも労働組合」と

主として扱つてゐる弁護士として、この資本家的立場にある

専ら下信一氏擁護の訴訟は引受けられなむ。むしろ専ら下氏

は一時辞退して、他の人に学長を譲ることにしてもらいたう

思うれば訴訟目的がなくなるので、訴は取下げられるこ

とに思ふと思ふ。万一訴訟解決後、専ら下氏に譲ることにな

ると懸念されるならば、村岡理事長に学長を兼務して

もらうておけばよいのでは無いのかとの意見を述べられた。

十五、村岡理事長は「専ら下信一氏は学長に就任して、まゝ日下氏の

の引退をさせることは、私は情において思ひない。一心訴訟は

受け立てることにしていただくことと、大野、後藤両先生

にお願ひした。

No. 5

十六、大野弁護士は「訴訟はとこも大と教員が、幸い相手方の杉本
 弁護士のわれくの同志にもあるから、何んとか話し合はれ
 込んでみることにして、後藤弁護士の杉本弁護士と直ちに
 会って話し合つてみてくれ」ということ。一応訴訟は取り
 下つて置くことに、当日の脱獄事件の会合は終つた。

十七、その後針生氏外十教員は偉給、給料三割カットの支振
 請求訴訟を提起されたが、これは純粹の労働問題である
 から、われくはこの事件には関与出来ないと、大野後
 藤両弁護士は辞退された。

十八、東京地裁民事第八部は「この訴訟事件は、学長の任期が
 二年と四年とのかというの問題ではなく、この事件のポイント
 は、学長選任手続に瑕疵があるかないか問題であり、
 たゞ学外にある教員といえども、大野側は如何なる理

No. 6

由があるとも、一応学長選任の招集をしたか否かがポイント
 になるという意向があらう。

十九、村岡理事長は幸いの甲第一号証（針生氏側から提出）が提出
 されている証拠書類に基づき、昭和四十七年三月が、四十五年
 から高二年になるのを、その機会に瑕疵ある手続を除去
 ために、昭和四十七年四月学外にある全教員にも学長選
 任に参加するよう招請状を送付した。

二十、学外にある教員は当日全員出席したが、われくは山下
 学長を不在と認めているので、選挙は出来ないと、出席に
 退場した。

二十一、村岡理事長はこのことによつて、瑕疵は解消されたのである
 から、あらためて再下学長選任の選挙を行なうことを宣
 言した。

二二、昭和四十七年四月二日、上野毛校舎図書館会議室において、あらためてその長選挙を行つた。

二三、しかるに真下信一氏七票、高田忠氏八票という意外な番狂おせがあり、真下氏は敗北したのである。

二四、村田理事長は止むなく、八票が完勝したその長候補を選者高田忠先生に学長候補を退任と懇請した。

二五、高田先生は、針生氏等^の現在訴訟中の大学の混乱を、おぼんじりかた、大東の見地から、学長候補を選と辞退してく

れた。

二六、村田理事長はあらためて、四月二十六日に学長選挙と再度行つて、真下信一氏とその長候補者に決意して、文部省への諸手続を完了したのである。

二七、真下学長決意後、一月目の五月、松江智寿教授並

二八、昭和四十九年二月に弁護士側田名と村田理事長を会合において形式主義者があつたので困つたので、真下氏は「長藤先生が」

村田理事長は西氏に対し、これをたしなめて、今後の自重を西氏に求めた。

二九、昭和四十九年二月に弁護士側田名と村田理事長を会合において、村田理事長はその厚意を謝し、善処したい旨を申し出をした。

三〇、弁護士側は「万」村田理事長退任することがありとせむべし、

学長並に理事長は、それく村田理事長の納得出来る人と

選任、素直に捺印して文部省への届出の出来る人達であることと条件にすること及び村田理事長の創設以来四年間の

の功績に対し、村田理事長は名誉理事長とし、相違額を

退任金並に功勞金と出すことの条件を、岡田孝平、山脇國利両氏に納得させ、岡田氏から理事會の了解を求めるとの申出があらた。

三十四、その後現在に至るも岡田山脇両氏からは何事の申出もなく、手續もなないで、理事長の申出から、弁護士側の申出もすべて無に帰したと弁護士から伝えられた。

三十五、昭和四年九月三月十日、理事長選任は、その理事長在任期間中において、次期理事長の選任が行われなるとか、最も好ましいことであるが、この理事長の任期云々を称え、選任しないうちは、四年九月五日の理事長任期満了をまつて、二十七日から理事長にならなう、理事長代行を定め、正規の理事長選任選挙を行なふよとの発言があり、他弁護士諸先生もこれに賛同されたので、村回理事長はこの意向に

従い、次期理事長を選任することになり、その準備に入つた。

三十六、しるに四月二十七日の理事長代行の旨のままに、選挙管理委員は、立候補者もなく、理事長候補の選挙が行われなうと、まいに、村回理事長は吃驚した。

三十七、昭和四年四月二十七日、理事長候補の同意についての可否に関する件、評議員會が用議されたが、劈頭、理事長候補選挙についての異議の申立書が、評議員有志から村回理事長に提出された。村回理事長はこの申立を正すと認め、て慶理することと宣言した。

三十八、村回理事長は直ちに、岡田事務理事にその状をただし、岡田氏に理事長代行となうと選挙をやら道一こらういたいと懇請したが、岡田氏の同意は得られなかつたので、さらに理事監事の元文部省普及局長であつた北園健二氏を加えて、三人の

協議善処することを申し合せ、三人が会合して協議の上、並岡氏
からゆくり相談しようといつて別れた。

三五 村岡理事長は岡田常務理事に対し、人間形成の場であり、
教育の場である、故その学長選任は、こんな形で選ばれる
ということとは、まことに好ましくないから、文部省出身の
理事長補佐役である、常務理事たる貴方が学長代行と
なつて学長選挙をやら直して、何んとか、大正止まり化のた
めに努力していただいたといふことを一月三日の請ひたかよ
うやく今日にいたつて、元文部大臣または事務次官の経歴
者を申し立てて申裁の力をとつてもらうことはどうだろうか
の相談をした。

村岡理事長は直ちにこれに賛同の意を表し、人選その他
についてはしばらくの間をかりかしてかわらぬといふ答へをおいた。

三十六 文部省の学長又は学長代行によつて選ばれた学長以
外のものは無効であると定められている。
否か教授会は学長代行ではないとされている。

Blank lined area for handwritten text.

参考

年 月 日

多摩美術大学

一、喜下信一学長は任期満了したため昭和四十七年三月三日辞任した。

二、学長選挙規程により、事務局長村田晴彦が昭和四十七年四月一日付をもって学長代行として学長事務取扱を兼務した。

一、昭和九年三月三日の親梅会以来おまたから理事人会
に開する相議も受けたことばない。

二、三月中旬に昭和九年年度予算案作成を必要するに不
理事長は予算案の提示を受けたい。

三、昭和九年年度受給生納付金に開する一切の会計報
告は受けたい。

四、昭和九年年度新入生の寄付金総額についての会計報告
も受けたい。

従って理事長と一この予算案の作成は不可能
ある。

五、会計課長と庶務部長は理事長自笔に絶えず出入り
し、学校事務に開する連絡をとつてゐるに不拘、乃至

昭和九年三月三日

多摩美術大学

四に開する事項の連絡は一度も受けたい。

六、理事七八名が絶えず理事懇話会と結して、会合して
相談してゐるとの噂はきいてゐるが、その内容についての報告
は一度も受けたい。

七、副理事長、山崎理事及び内海神音室長等が学校側
の竹内弁護士と顧問してゐるときいてゐるが、内容その他
についての報告は受けたい。

以上

昭和九年四月十七日

理事長 村田晴彦

常務理事 岡田存平殿